

一般社団法人日本歯科審美学会 役員選任規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本歯科審美学会（以下「本会」という。）定款第21条で定められた役員の選任方法について必要な事項を定める。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙管理委員会（以下「委員会」という）は、本会で実施される役員選出及び代議員選出と選挙に関するすべての業務を行う。

2. 委員会は定款及び規程の定めに従い、その業務を行う。
3. 委員会は前項の定め範囲内で、委員会運営及び選出や選挙実施に必要な事項を定めることができる。
4. 選挙に関わる異議申し立てがあった場合には、委員会で審議し、方針を決定することができる。
5. 選挙に関し、第2項の定めのない事項が発生し、疑義が生じた場合には、委員会が解決にあたるものとする。

(委員の資格、構成及び任期等)

第3条 委員会の委員長は、本会会員の中から理事長が指名する。

2. 委員会の委員は、正会員から委員長が指名し、理事長に報告する。
3. 委員会は、当該選挙の管理事項終了をもって解散するものとする。

(選挙結果の報告)

第4条 委員会委員長は選挙結果を速やかに理事長へ報告する。

(理事の選出)

第5条 理事は、代議員の中から、別に定める内規により選出された者を理事長が推薦し、理事会の議を経て、社員総会の決議によって選任する。

2. 理事に欠員が生じた場合には、定款第24条に基づき、後任者を理事長が推薦し、理事会の議を経て、社員総会の決議によって補充することができる。

(理事長の選出)

第6条 理事会は、本規程第5条により選任された理事の中から、別に定める内規により選出された次期理事長候補副理事長を、社員総会の議を経て、任期の始まる最初の理事会の決議によって、理事長を選定する。

(副理事長の選出)

第7条 理事会は、本規程第5条により選任された理事の中から、別に定める「次期理事長候補副理事長選出内規」により選出された次期理事長候補1名と、別に定める「副理事長選出内規」により選出された歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士各1名を含む合計4名を、任期の始まる最初の理事会の決議によって、副理事長として選定する。

(次期理事長候補副理事長の選出)

第8条 次期理事長候補副理事長は、理事会において、次の各号の選出方法によって選定され、社員総会に報告するものとする。

- (1) 本規程第5条で選出された理事は次期理事長候補副理事長に立候補することができる。
- (2) 理事会は、本規程第5条により選任された理事の中から、別に定める「次期理事長候補副理事長選出内規」により選出された次期理事長候補1名を、任期の始まる最初の理事会の決議によって、次期理事長候補副理事長として選定する。

(常任理事の選出)

第9条 理事会は、本規程第5条により選任された理事の中から、理事長から推薦された者を任期の始まる最初の理事会の決議によって、常任理事を選定する。

(監事)

第10条 監事は、正会員の中から、別に定める内規により選出された2名を理事長が推薦し、常任理事会、および理事会の議を経て、社員総会の決議によって選任する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事長の発議により、規則検討委員会での協議のうえ、常任理事会、および理事会の議を経て、社員総会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、2017年6月11日から施行する。
1. この規程は、2018年6月3日（社員総会の日）から施行する。